

**納めかた**

保険料は、**特別徴収**（年金から天引き）される場合と、**普通徴収**（納付書による納付）の2通りがあります。いずれの納付方法になるのかは、**老齢・退職（基礎）年金の受給額**などで決まります（自分で選択することはできません）。

**①特別徴収**

保険料の年額を6回（仮徴収3回・本徴収3回）に分けて、年金から天引きされます。

**仮徴収**

6月の町民税確定後に介護保険料の年額を決定します。したがって、4月、6月、8月は、確定保険料での徴収ができませんので、**暫定保険料での仮徴収**になります。よって、**前年度の2月期と同額**を徴収します。

**本徴収**

10月、12月、2月は確定した年間保険料額から仮徴収分を控除した額を3回に分けて徴収します。

**②普通徴収**

保険料を納付期限に合わせて、納付書または口座振替で納めます。

**年度の途中で65歳になる人の保険料**

65歳になる月（1日が誕生日の場合はその前月）分から、第1号被保険者分の保険料を納めていただきます。この場合、すぐには年金からの天引きとならず、納付書で納めることになります。**（年金からの天引きは、翌年度の10月からとなります。）**また、64歳までの第2号被保険者分の保険料とは重複しません。

**●第2号被保険者（40歳～64歳の人）の介護保険料**

◆職場の健康保険などの加入者の介護保険料

介護保険料の額は、給料の額に応じて決められます。また、給料からの天引きの形で納めていただきます。

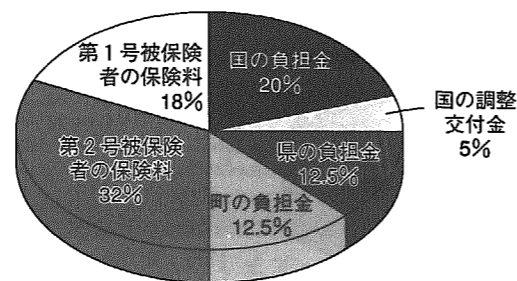
◆国民健康保険加入者の介護保険料

介護保険料の額は、世帯の40歳～64歳の加入者の所得や人数などで決まります。また、医療保険分と介護保険分を合わせた国民健康保険税で、世帯主に納めていただきます。

**●介護保険の財源構成**

介護保険の財源は、利用者が負担する部分を除き、自治体の負担金と、40歳以上の人々が納める保険料でまかなわれます。

保険料の負担割合は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者負担分が32%、65歳以上の第1号被保険者負担分が18%となっています。



**●介護保険についての苦情・相談窓口は…**

◆介護サービスや介護保険についての苦情や相談、問い合わせ先

名称	住所	電話番号
横越町役場 健康推進課	横越町中央1-1-1	025-385-2111
横越町在宅介護支援センター（保健センター内）	横越町中央1-1-2	025-385-5045
在宅介護支援センター 横雲の里	横越町阿賀野1-2-1	0250-61-5555

◆介護保険料についての納付相談、問い合わせ先

名称	住所	電話番号
横越町役場 町民税課	横越町中央1-1-1	025-385-2111

**平成15年度  
4月から**

**介護保険料が変わります**

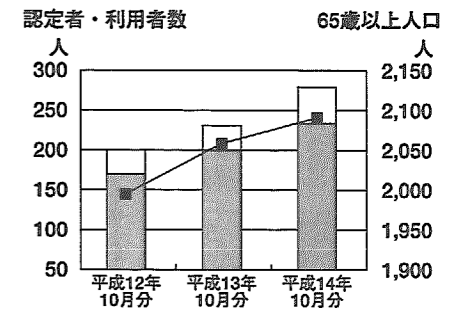
介護保険のサービスを提供するために欠かせない保険料は、必要なサービス量が増えれば、その額を引き上げなければなりません。新しい「介護保険事業計画」では、サービスの利用状況や利用者の方などをもとに、新たに保険料を算定しました。

**介護保険  
事業計画  
とは？**

介護保険制度では、3年ごとに、5年を計画期間とする「介護保険事業計画」を策定して、介護サービスの見込みやサービス確保の方法などを具体的に計画することになっています。第1号被保険者の保険料は、この事業計画にもとづき決め直されます。

**●保険料見直しが必要な理由**

- 1 要介護者が増えている。**  
高齢化の進行にともない、要介護者の数が増えています。
- 2 サービスの利用が増えている。**  
介護保険制度の定着とともに、サービスを利用する人の数や量が増えています。
- 3 在宅・施設サービスの基盤整備**  
必要ときに必要なサービスを利用できるように、在宅・施設サービスを計画的に整備しています。

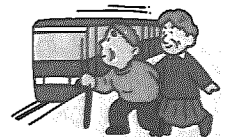


資料：介護保険事業状況報告

**●第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料**

**決めかた**

保険料は、低所得の人に過重な負担とならないように、所得によって段階的に決められます。



**介護保険料 基準額 年額41,600円（月額3,466円）**

段階	対象者	保険料額
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者であって、世帯全員が町民税非課税	基準額×0.5 年額：20,800円
第2段階	世帯全員が町民税非課税	基準額×0.75 年額：31,200円
第3段階	世帯の誰かは町民税が賦課されているが、本人は非課税	基準額×1.0 年額：41,600円
第4段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が200万円未満	基準額×1.25 年額：52,000円
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が200万円以上	基準額×1.5 年額：62,400円

★平成15年度分から、4段階と5段階の境界となる基準所得が250万円から200万円に変わりました。